

2023 年度事業計画

はじめに

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火・遮煙等の防災機能といった重要な役割を担っている。

当協会は 1964 年に社団法人日本シャッター工業会として設立され、2000 年には社団法人日本シャッター・ドア協会として新たにスタートし、今日まで、このような重要な役割を担うシャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきた。

シャッター及びドアに関する各種基準類の策定や改定、製品安全の確保に向けた取り組み、維持管理における安全対策の推進、所定の性能を有するシャッター及びドアの認定等は、協会活動の基盤となる事業であり、引き続き、着実に推進していく。

シャッター及びドアのストックは既に膨大なものとなっており、ストック対策が極めて重要となっている。特に、当協会が長年にわたって働きかけ、その法制化に寄与した防火設備の定期検査報告制度について、適切かつ円滑に実施されるよう、会員及び関係機関等とともに取り組んでいく。

また、シャッターの施工品質の向上等を図るとともに、施工者の確保・育成を図るため、シャッターの施工者を対象に、技能検定制度の導入に向けた取り組みを進めることとし、先行する協会資格として、シャッター施工技能者資格認定制度の構築と資格認定試験を実施する。

さらに、シャッター及びドアの生産性の向上、浸水防止用設備の普及の推進等の課題に的確に対応していく。

長引くコロナ禍から日常を取り戻しつつある中、社会経済活動の正常化が一層進み、本格的な経済回復へとつながることが期待されている。しかしながら、緊迫の度を増す国際情勢、エネルギー・原材料価格の上昇に加え、世界経済減速の影響、さらなる物価高なども懸念され、これからの情勢は予断を許さず、今後の動向を注視していく必要がある。

2023 年度においては、今後の経済社会の動向や、業界及び当協会の課題やあり方も見据えながら、会員及び関係機関等と連携を図り、以下のような事業を着実に推進するものとする。

第一章 定常的事業

1 調査研究普及事業

シャッター及びドアに関する技術基準等の策定・改定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

(1) 技術基準類の策定

- ・技術基準類の策定、改定を進める。
 - 軽量シャッターの技術基準を策定する。
 - 鋼製建具・鋼製軽量建具の技術基準を策定する。
 - 浸水防止用設備建具型の施工基準をとりまとめ、技術基準を策定する。
 - グリルシャッターの技術基準を検討する。
 - 耐火クロススクリーンの技術基準の改定を検討する。
- ・一般社団法人日本サッシ協会と共同で、窓シャッター J I S 原案を基に、J I S 制定に向けた取り組みを進める。
- ・オーバーヘッドドア J I S について、原案策定委員会を設け、改定原案を検討する。

(2) 製品安全への取り組み

- ・事故情報の収集・分析を継続的に行うとともに、シャッター・ドア等安全対策検討委員会において、事故発生原因及び防止策について検討する。
- ・経年劣化による事故の事例を紹介するコンテンツを作成し、ホームページに掲載する。
- ・耐火クロススクリーンの設置に関する自主管理の確認を行う。

(3) 維持管理における安全対策の推進

- ・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6月1日）、安全の日（9月1日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施するとともに、同保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を実施する。
- ・一般財団法人日本建築防災協会の委託を受け、防火設備検査員講習の実技講習を実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的なWEB講習を実施する。

(4) 資料収集・普及事業

- ・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を実施する。
- ・労働災害発生状況調査を実施する。
- ・元下請取引実態調査を実施する。

- ・シャッター施工に関する総合的なテキストを刊行する。
- ・防犯製品に関する情報収集・提供を行う。
- ・会報・ホームページによる情報提供に努める。
- ・優秀工事従業者等の協会表彰を行うとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰及び不動産・建設経済局長顕彰に関し推薦を行う。
- ・スチールドアに関する全国研修会を行う。

2 評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録並びにシャッター及びドアの保守点検に関する人材育成等を行う。

(1) 所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

- ・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（C A S）の使用承認を行う。また、顧客ニーズの多様化等に対応するため、新たなC A Sの認定取得に向けた取り組みを進める。
- ・一般社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と合同で、連動機構・装置等の自主評定を行う。
- ・警察庁等で組織する官民合同会議に参画し、防犯性能の高い建物部品の自主評定を行う。

(2) シャッター及びドアの保守点検に関する人材育成

- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施する。
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を行う。

(3) 防火設備検査員に関わる講習の実施

- ・一般財団法人日本建築防災協会からの委託を受け、防火設備検査員講習における実技講習を実施する。
- ・防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的なWEB講習を実施する。

第二章 特別事業

1 シャッター及びドアのストック対策の推進

- ・防火設備定期検査報告制度に関連し、防火設備検査員講習の一環として位置付けられた実技講習を一般財団法人日本建築防災協会から受託し、実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的なWEB講習を実施する。
- ・引き続き、定期報告制度のあり方検討会への対応を行う。
- ・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6月1日）、

安全の日（9月1日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

2 技能検定制度導入への取り組み

- ・シャッターの施工品質の向上、施工者の確保、育成等を図るため、シャッターの施工者を対象に、国家資格である技能検定制度の導入に向けた取り組みを進める。このため、先行する協会資格として、シャッター施工技能者資格認定制度の構築と資格認定試験を実施する。
- ・シャッター施工に関する総合的なテキストを刊行する。

3 生産性向上に向けた取り組み

- ・シャッター・ドア業界の生産性向上のための主要な課題、重点的に取り組むべき分野等について検討する。

4 浸水防止用設備の普及の推進

- ・浸水防止用設備建具型の技術標準を策定する。
- ・浸水防止用設備に関するポスター、リーフレットを作成し、会員各社と連携して、浸水防止用設備の普及のための取り組みを進める。

5 シャッター関連 J I S への取り組み

- ・一般社団法人日本サッシ協会と共同で、窓シャッター J I S 原案を基に、J I S 制定に向けた取り組みを進める。
- ・オーバーヘッドドア J I S について、原案策定委員会を設け、改定原案を検討する。

6 会員サービスの取り組み

- ・協会会員からの要望に対し、当協会としての会員サービスの取り組みを検討していく。
- ・賛助会員の技術・製品に関する説明会を実施する。

第一章及び第二章の事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ、学識者、行政関係者、関係団体役職員の参画を求めて、会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。